

環境配慮推進状況評価表（事業種別別）

部 局 名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 用排水施設整備事業

1 取組の概要

本事業は、農業用の用排水路等を整備するものである。用排水路は動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施に当たっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する配慮を行っている。しかし、従来事業では、用排水機能が優先されるため、コンクリート水路での整備が主流となっていたが、本年度は川のまるごと再生プロジェクト実施地区が評価対象となっているため、環境配慮に対して積極的な取組となっている。

2 主な成果

設計・施工段階においては、水路護岸に多孔質なカゴマット護岸を採用し、動植物等の生態系に配慮したほか、段差の大きい農業用取水堰に魚道を整備し、水産研究所等と連携し魚類の遡上調査を行った。また、水路底に深みを設置したほか、護岸に魚巣ブロックを設置し、生物生息空間の確保を行った。

調査・計画段階においては、仮設計画を必要最小限とし、周辺環境や生息生物に配慮した計画とした。

3 今後の方針

農業用の用排水路は、用水・排水機能のみならず、生活用水機能、景観保全機能、防災用水機能などを兼ね備えている。この水辺空間は、地域住民や都市住民にとっても憩いと安らぎの場となっているため、農家だけでなく、地域住民等の積極的な参加を促し、地域一体となり整備を進めていきたいと考えている。

4 課 題

環境配慮の取組は、事業費だけでなく施設の維持管理においても費用や労力が増嵩する。農業農村整備事業では、原則事業費の地元負担があるほか、施設管理も地元で行っている。そのため、取組にあたっては地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成27年度

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 用排水施設整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	農地防災事業（吉見領3期）	設計・施工段階	14	12	85.7	4
2	川のまるごと再生プロジェクト（古川排水路ほか）	設計・施工段階	17	17	100.0	5
3	川のまるごと再生プロジェクト（長楽用水路）	設計・施工段階	16	16	100.0	5
4	川のまるごと再生プロジェクト（入間川）	設計・施工段階	14	14	100.0	5
5	川のまるごと再生プロジェクト（大沼・市野川用水路・市野川）	設計・施工段階	17	17	100.0	5
6	川のまるごと再生プロジェクト（高麗川）	設計・施工段階	14	14	100.0	5
7	かんがい排水事業（男沼排水機場）	設計・施工段階	8	6	75.0	3
8	国営附帯農地防災事業（大里）	設計・施工段階	13	13	100.0	5
9	川のまるごと再生プロジェクト（江袋溜井・福川）	設計・施工段階	16	16	100.0	5
10	かんがい排水事業（北川辺）	設計・施工段階	13	12	92.3	5
11	川のまるごと再生プロジェクト（松原落排水路・会の川）	設計・施工段階	14	14	100.0	5
12	川のまるごと再生プロジェクト（忍川・さきたま調節池・酒巻排水路）	設計・施工段階	14	14	100.0	5
13	基幹水利施設ストックマネジメント事業（庄内領 期）	調査・計画段階	8	6	75.0	3
	合計		178	171		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業（湛水防除） （吉見領3期地区）
事業の規模	排水路改修 L = 1, 140 m	実施場所	比企郡吉見町地内
計画期間	平成25年度～平成30年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>当地区は、比企郡吉見町の荒川と市野川に挟まれた肥沃な水田地帯であるが、市野川の流域開発に伴う洪水量の増加、河川改修による洪水到達時間の短縮等により市野川の洪水位が上昇したこと、更に、地区内の開発による流出量の増加により湛水被害が生じることとなった。</p> <p>これを改善するため、流下能力の不足している台山排水路を改修して湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定と地域住民の安全安心の確保を図るものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 構造物の基礎や農道の敷き砂利施工に当たっては再生材を使用した。
- ・ 排水路の護岸においては、コンクリート3面張りではなく、水路底が土となる2面護岸を採用し、生態系へ配慮した。
- ・ 水路防護柵については、ネットフェンスではなく、景観を配慮して茶色系のパイプフェンスとした。
- ・ 景観配慮として、道路、排水路の法面については土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農地防災事業（湛水防除）（吉見領3期地区）
-----	-----------------------

基本方向1		配慮時期		チェック	
		階調査・計画段	階設計・施工段	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形変更の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

基本方向2		配慮時期		チェック	
		階調査・計画段	階設計・施工段	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		階調 調査・ 計画 段階	階設 計・ 施工 段階	該 当	実 施
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別 事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		階調 調査・ 計画 段階	階設 計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別 事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓		
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓		
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				85.7	14	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	川のまるごと再生プロジェクト推進費 （農業用水）（古川排水路ほか地区）
事業の規模	排水路環境護岸 L = 2.3 km	実施場所	川越市地内
計画期間	平成24年度～平成27年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>川越市東部を流れる古川排水路とこれに合流する笹原排水路は、武蔵野の面影を残す雑木林等が多く存在するとともに、水辺再生事業で整備された伊佐沼や川越運動公園（市営）、旧川（ため池）に繋がる自然豊かな排水路である。</p> <p>当事業は、川越市まちづくり事業と一体になり親水護岸・遊歩道等の整備を行い、自然とのふれあいの場と憩いの場を創出し、土地改良区、環境保護団体、地元住民と力を合わせ、水、花、緑豊かな自然環境の維持管理と保全を図ろうとするものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境護岸には、水棲生物の生息環境に配慮し、多孔質なカゴマット護岸工法を採用した。
- ・水棲生物生息調査を実施し、影響評価の確認を行っている。
- ・地盤改良工法にあたっては、環境に配慮し、セメント系固化剤ではなく、ペーパースラッジを使用した。
- ・笹原排水路沿いには遊歩道が設置されていることから、地元住民の出役により、水路法面にヒメイワダレ草を植栽した。
- ・川越市産業祭（かわごえ産業フェスタ）において、事業内容等について啓発普及やPR活動、アンケート調査を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 川のまるごと再生プロジェクト推進費（農業用水）（古川排水路ほか地区）

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			✓	✓
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	✓
	児童や県民等への学習の場を創出する。			✓	✓

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓
		実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)	
		100.0	17	17	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	川のまるごと再生プロジェクト推進費 (農業用水)(長楽用水路地区)
事業の規模	環境護岸工 一式	実施場所	比企郡川島町地内
計画期間	平成24年度～平成27年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>比企郡川島町の北部に位置する長楽用水路は、都幾川から取水する西側の起点から、国道254号線の東側で分岐する小見野門樋管までの、約3.1kmの土水路である。</p> <p>河畔林が茂り、歴史ある優れた景観が残る地域であることから、平成23年度には町が事業主体となり水辺再生100プランで、約0.7kmの区間を部分的に整備した。</p> <p>今回残りの区間を県が事業主体となり「川のまるごと再生プロジェクト」の整備対象とするものであり、地域用水としての機能維持と、親水性、生態系への配慮を併せ持つ水路整備をスポット的に行う。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・歴史あるレンガ造り樋管の上下流コンクリートパネル護岸を、玉石積環境護岸に改修し、歴史的な施設について保全と活用を図った。
- ・土水路の崩れかかった一部区間の改修にあたっては、周辺環境に配慮し、木杭護岸工法により整備した。
- ・地元住民の出役により、竹林脇に自然石護岸と木杭によるワンドを設置した（材料支給による直営施工）。
- ・水棲生物生息調査を実施し、影響評価の確認を行っている。
- ・水路沿い遊歩道を一部ルートとしたウォーキング大会（かわじま輪中の里ウォーキング）において、事業内容等についての啓発普及やPR活動を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 川のまるごと再生プロジェクト推進費（農業用水）（長楽用水路地区）

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。 周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			✓	✓
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			✓	✓
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	✓
	児童や県民等への学習の場を創出する。			✓	✓

基本方向3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓	
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	16	16

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	川のまるごと再生プロジェクト推進費 (農業用水)(入間川地区)
事業の規模	農業用取水堰への魚道設置 6 箇所	実施場所	川越市及び狭山市地内
計画期間	平成 24 年度～平成 27 年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>荒川水系入間川では、戦後の食糧増産のため多くの取水施設が整備され、用水の安定供給を担ってきた。しかし整備年次も古いことから、多くが魚道が設置がされておらず、取水施設直下流の河床洗掘の進行とあわせて、魚類の遡上を阻害している。</p> <p>近年では、下水道の整備が進み、河川の水質が改善されていることから、秋ヶ瀬取水堰で計測されるアユの遡上数が年々増加している。これに伴い、川の国づくりの施策の一つとして、明治期に見られた入間川上流域へのアユの遡上回復が望まれるようになった。</p> <p>当事業では、入間川にある菅間堰、寺山堰、浅間堰、上奥富堰、田島屋堰及び笹井堰の 6 つの取水堰に魚類の遡上状況を改善させるため、段差の解消や魚類の休憩スペースを整備する。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・コンクリート打設にあたっては、濁水が直接河川に流出するのを避けるため、濁水処理装置（プラント）を設置した。
- ・NPO 法人及び水産研究所と連携し、魚類の遡上調査を行った。
- ・狭山市商工際、かわごえ産業フェスタ及びウエスタ川越での「県民ふれあいフェスタ」において、魚道の模型を展示し、事業内容等について啓発普及やPR活動、アンケート調査を行った。
- ・かわごえ産業フェスタ、彩の国食と農林業ドリームフェスタにおいて、来場者に入間川のアユの塩焼を振る舞い、PR活動を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 川のまるごと再生プロジェクト推進費（農業用水）（入間川地区）

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	✓
	児童や県民等への学習の場を創出する。			✓	✓

基本方向3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓	
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				100.0	14	14

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	川のまるごと再生プロジェクト推進費 (農業用水) (大沼・市野川用水路・市野川地区)
事業の規模	水路護岸 L = 0.55 km 大沼環境整備 一式	実施場所	比企郡吉見町地内
計画期間	平成25年度～平成27年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要： 吉見町は埼玉県中央部にある農村地域であるが、混住化が進み、大沼に生活排水が流入することにより水質が悪化した。また、市野川用水路と隣接する諏訪沼は護岸の浸食が進み、危険で近づけない状態である。 そこで、大沼の水質浄化等を目的に環境整備を行い、清流の復活を目指すとともに、市野川用水路と諏訪沼に護岸、遊歩道を整備し、地域住民の安らぎとにぎわいの場を創出する。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・水路護岸には、水棲生物の生息環境に配慮し、多孔質なカゴマット護岸工法を採用した。
- ・大沼の環境整備工事に伴う沼の水抜きにあたっては、生息する「ヘラブナ等の魚類」を捕獲し、他の池に移送した。
- ・年数回、独自に水質調査を実施し、影響評価の確認を行っている。
- ・市野川用水路に設置された歴史あるレンガ造りの永府樋門に通じる水路沿いの遊歩道を整備し、歴史的な施設について保全と活用を図った。
- ・よしみコスモスマつりにおいて、事業内容等について啓発普及やPR活動、アンケート調査を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 川のまるごと再生プロジェクト推進費（農業用水）（大沼・市野川用水路・市野川地区）

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			✓	✓
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			✓	✓
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	✓
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓
		実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)	
		100.0	17	17	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	川のまるごと再生プロジェクト推進費 (農業用水)(高麗川地区)
事業の規模	水路の魚道整備 1箇所	実施場所	日高市地内
計画期間	平成25年度～平成27年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>高麗川は県内有数の水質を誇り、多種多様な生き物が生息し、日高市の花鳥木にもなっているカワセミの姿がよく見られる、豊かな自然環境が残る貴重な河川である。周辺には県内有数の観光地でもある巾着田があり、四季折々の風景とハイキングを楽しむ観光客が年々増加している。</p> <p>巾着田の中には魚の産卵場所として設置されたピオトープがあり、ハイキングコースに沿ってピオトープに至るまでのせせらぎ水路が流れている。しかしながら、ピオトープに魚を入れるためには、高麗川本線と水路との接続部の落差工が障害となっている。</p> <p>当地区は、この落差工に魚道を整備し、高麗川本線からピオトープまでの魚の遡上を可能にし、高麗川の水産資源の回復に寄与するものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 周辺環境に配慮し、フェンスは擬木策を採用した。
- ・ 水産研究所と連携し、魚類の遡上調査を行った。
- ・ 「ひだかワンデーウォーキング」の出発セレモニー会場において、事業内容等についての啓発普及やPR活動を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 川のまるごと再生プロジェクト推進費（農業用水）（高麗川地区）

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	✓
	児童や県民等への学習の場を創出する。			✓	✓

基本方向3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓
		実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)	
		100.0	14	14	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 男沼排水機場地区
事業の規模	排水機場補修工 1箇所	実施場所	熊谷市
計画期間	平成24～平成27年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： <p style="margin-left: 40px;">造成後約30年が経過した排水機場について、計画的な保全対策を実施し、施設の長寿命化、維持管理費の低減を図る。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ポンプ修繕 2機 原動機更新 1機 ゲート修繕 1式 除塵機修繕 1式 遊水池・機場内水路修繕 1式 建屋修繕 1式 			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工事施工に重機の選定については、排出ガス対策のものを採用した。
また、原動機の更新にあたっては、燃費がよく環境負荷の少ない機種を選定した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業 男沼排水機場地区
-----	-------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。				
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。				
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	
		実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)	
		75.0	8	6	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	国営附帯農地防災事業 大里地区
事業の規模	農業用水路整備 68.8 kmほか	実施場所	熊谷市、深谷市、行田市、鴻巣市
計画期間	平成7～平成27年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>用水施設の老朽化による機能低下の改善及び水路沿線の都市化に伴う生活雑排水の流入による水質悪化の防止により、農業生産環境の改善を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定化に資するものとする。</p> <p>・支線用水路工 L = 68.8 km等 ・揚水機場工 1箇所</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

水路底の一部の深みや水路法面に植栽し生物生息空間の確保に努めるとともに、一部の区間の護岸ブロックを化粧護岸とし周辺景観に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	国営附帯農地防災事業 大里地区
-----	-----------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			✓	✓
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。				

基本方向2	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項3				
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。				
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			
	児童や県民等への学習の場を創出する。			

基本方向3	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項1				
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。				
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			
			実施率 (b/a(%))	合計 (a)
			100	13
			合計 (b)	13

総合評価	5
------	---

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 用排水施設整備事業	事業名	川のまるごと再生プロジェクト 江袋溜井・福川地区
事業の規模	環境護岸 0.8kmほか	実施場所	熊谷市
計画期間	平成25年度～平成27年度	段階	設計・施工段階

事業の概要：

江袋溜井・福川地区は、水辺再生事業で整備された別府沼の下流に連続する水域で、水辺空間として貴重なたくさんの動植物が観察できる場所です。別府沼公園から江袋溜井、福川の堤防を遊歩道として整備し、地域資源（観光スポット）のネットワーク化を図り、また、冬期通水による水質改善や江袋溜井や別府沼落を環境に配慮しながら整備を行うものです。

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

一部の区間の護岸をふとん籠護岸とし周辺景観に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	川のまるごと再生プロジェクト 江袋溜井・福川地区
-----	--------------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			✓	✓
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			✓	✓
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			✓	✓
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。				

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保			
基本的配慮事項3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	✓
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向3		県民等の自主的取組の促進			
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。				
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。				
		実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)	
		100	16	16	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 (北川辺地区)
事業の規模	排水路護岸 L = 8,051m	実施場所	加須市栄地内ほか
計画期間	平成12年度～平成27年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 現況の排水路は大部分が土水路であり、法面崩壊等が随所に発生し流下能力が低く溢水氾濫の恐れがあることから、基幹的な排水路を改修し、営農条件の改善や維持管理費の縮減を図るものである。 受益面積：889.8ha(田 745.6ha、畑 138.3ha、樹園地 5.9ha) 延長：8,051m			

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

事業区域は、加須市の農村地域にあり、豊かな自然環境が維持されている。このため、周辺環境や景観及び付近に生息する水生生物等に配慮した整備手法を導入した。

排水路護岸に魚巣ブロックを設置し、魚類等の避難・休息場所を確保し、生態系に配慮した。水路敷に割り栗石の区間や深みを確保する区間を設け、多様な水路環境を創出するよう配慮した。

これらの工夫により、農村環境の保全と自然環境への負荷低減を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	かんがい排水事業（北川辺地区）
-----	-----------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			-	
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			-	
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本的配慮事項 3

農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。

個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			-	
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	

基本方向 3

県民等の自主的取組の促進

配慮時期	チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階
	該当	実施

基本的配慮事項 1

事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。

個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	

実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
92.3	13	12

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	川のまるごと再生プロジェクト (松原落排水路・会の川地区)
事業の規模	護岸工 L=665m	実施場所	加須市北篠崎ほか、加須市本町ほか
計画期間	平成24年～27年	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>松原落排水路は全長で3.9kmあるが、「浮野の里」区画約400mは土水路のため、兩岸の堤防及びのり面が崩れており景観が損なわれている。また、排水機能も低下をきたしていることから、「浮野の里」の環境景観を損なわず、排水路としての機能を維持し、維持管理が容易となるような、排水路及び遊歩道の整備を目的とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">護岸工 L=395m</p> <p>会の川は、加須市の市街地を流れており、地域と連動したふれあい空間や賑わいを創出する地域づくりを目的とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">護岸工 L=270m</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

川のまるごと再生プロジェクトの事業趣旨を鑑み、周辺環境に配慮した護岸整備を行った。

松原落排水路護岸は、「浮野の里」に溶け込む木柵護岸とし、動植物等の生態系に配慮した。
会の川整備において、水路護岸の一部に魚巢ブロックを配置し、魚類等の棲息空間を確保した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	川のまるごと再生プロジェクト（松原落排水路・会の川地区）
-----	------------------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			-	
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			-	
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	✓
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	

基本方向3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓
		実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)	
		100	14	14	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	川のまるごと再生プロジェクト（忍川・さきたま調節池・酒巻導水路地区）
事業の規模	親水護岸 L=250m	実施場所	行田市桜町ほか
計画期間	平成25年～27年	段階	設計・施工段階
事業の概要： 行田市は多くの史跡・観光資源に恵まれているが、それをつなぐ交通手段がないため観光客の滞在時間が短く、街なかへと足を延ばす人が限られており、まちの活性化につながっていない。 水辺の環境整備を行い、市内に多く存在する史跡・観光拠点の一つとして取り込み、川（水辺）でつながる散策ルートを確認し、川を活用した「新たな行田の楽しみ方」の創出とまちの賑わいにつなげることを目的とする。 親水護岸 L=250m			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

川のまるごと再生プロジェクトの事業趣旨を鑑み、水辺に癒しの空間を創出する遊歩道を備えた水路整備を行った。

水路底に部分的に割栗石を設置し、多彩な河川環境を創出するように配慮した。
 新たな植栽による桜並木を創出するため、緑化スペースを確保した遊歩道整備とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名 川のまるごと再生プロジェクト（忍川・さきたま調節池・酒巻導水路地区）

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			-	
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			-	
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	✓
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	

基本方向3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓
		実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)	
		100	14	14	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村整備 用排水施設整備事業	事業名	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (庄内領 期地区)
事業の規模	用水路補修(改築) L=645m	実施場所	杉戸町、春日部市
計画期間	平成 28 年度～平成 31 年度	段階	調査・計画段階
<p>事業の概要：</p> <p>根用水は施設完成後 38 年が経過し、劣化損傷や標準耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがあり、ほ場への用水供給に支障を来した場合、農業被害が生ずる事が想定される。用水供給機能を維持し、安定的な営農を継続するため、施設の早急な保全対策を実施する必要がある。</p> <p>受益面積 331ha 対象施設 開水路 645m</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

補修により生じる廃材については、適切に処分する。
仮設工(水替え等)は必要最小限とし、周辺環境や生息生物に留意する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

設計・施工段階においては、再生材の活用や水質汚濁等の環境保全に配慮する。

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	基幹水利施設ストックマネジメント事業（庄内領 期地区）
-----	-----------------------------

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形変更の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			-	
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本的配慮事項 3

農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。

個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			-	
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	

基本方向 3

県民等の自主的取組の促進

配慮時期		チェック	
調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施

基本的配慮事項 1

事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。

個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	

実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
75.0	8	6

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部 局 名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ほ場整備事業

1 取組の概要

本事業は、農地の区画整理を主要な工事として、併せて道路、水路等の整備を一体的に行うものである。事業の実施にあたり埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減するため積極的に取組んでいる。

2 主な成果

設計・施工段階においては、排水路の護岸は壁面のみとし、水路底は護岸せず、動植物等の生態系に配慮したほか、一部には魚巢ブロックを設置し、生物生息空間の確保を行った。

また、調査・計画段階では、排水路にスロープを設置し、小動物等の移動に配慮したほか、道排水路の法面は土羽処理とし、植生の自然導入を図るなど、環境に配慮した計画とした。

3 今後の方針

ほ場整備事業は、農家私有地を整備するため、環境配慮に取り組む各段階において、関係農家の理解と合意が必要であるほか、地域住民等の積極的な参加を促し、地域一体となり整備を進めていきたいと考えている。

また、計画にあたっては、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」や「関東エコロジカル・ネットワーク」の活動も念頭におき、事業を進めていきたい。

4 課 題

環境配慮の取組は、事業費だけでなく施設の維持管理においても費用や労力が増嵩する。農業農村整備事業では、事業費の地元負担があるほか、施設管理も地元で行っている。そのため、取組にあたっては地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成27年度

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ほ場整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	ほ場整備事業（山田）	設計・施工段階	14	12	85.7	4
2	ほ場整備事業（手子林第三）	設計・施工段階	14	13	92.9	5
3	ほ場整備事業（江ヶ崎・実ヶ谷）	設計・施工段階	15	13	86.7	4
4	ほ場整備事業（鴻巣・行田）	調査・計画段階	12	10	83.3	4
5	ほ場整備事業（下小坂・平塚）	調査・計画段階	11	8	72.7	3
	合計		66	56		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業 (山田地区)
事業の規模	区画整理 A = 44.7ha	実施場所	比企郡滑川町地内
計画期間	平成19年度～平成28年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>当地区の用水は点在するため池及び一級河川滑川から取水しているが、ため池の貯水量が少なく、用水路も大部分が用排兼用の土水路であることから不安定な状況である。また排水は一級河川滑川に排水しているが、周辺の山林等から雨水が流入し、地区内の用排兼用水路の断面不足による排水不良、さらに法面崩壊等から維持管理に多大な労力を要している。</p> <p>道路は幅員が狭く、農作業、農作物の搬出入等に支障をきたしている。区画は小規模かつ不整形で農作業の効率化や営農規模の拡大等の支障となっている。</p> <p>そこで本事業により道路・用排水路の整備、区画の大型化を行い、担い手農家の育成や農地の利用集積を進め、効率的かつ安定的な農業構造の確立を図るものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 構造物の基礎や農道の敷き砂利施工に当たっては再生材を使用した。
- ・ 排水路の護岸においては、コンクリート3面張りではなく、水路底が土となる2面護岸を採用し、生態系へ配慮した。
- ・ 景観配慮として、道路、排水路の法面については自然植生とするとともに、一部区間については水路法面にヒメイワダレ草を植栽した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	ほ場整備事業（山田地区）
-----	--------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

基本方向3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓		
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓		
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				85.7	14	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表(事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業 (手子林第三地区)
事業の規模	ほ場整備 79.9ha(整地工)	実施場所	羽生市下手子林地内他
計画期間	平成18年度～平成27年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： ほ場整備事業の実施により、ほ場の大区画化や道路、用水路及び排水路を整備し、担い手の育成や農地の集積を行うことで、農業経営の体質強化を図るものである。 受益面積 85.2ha(田77.9ha 畑 7.3ha) 整地工 79.9ha、道路工 11.9km、用水路工 15.2km 排水路工 10.4km 暗渠排水工 76.7ha			

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

事業区域は、羽生市の農村地帯に位置しており、豊かな自然環境が維持されている。このため、付近に生存する動植物等に配慮する整備手法を導入した。

排水路護岸は、水路壁面のみの最小限の護岸とすることで、動植物等の生態系に配慮した。周辺環境への影響を考慮し、整地においては、田面の切盛土厚を最小とした。

これらの工夫により、農村環境の保全と、自然環境への負荷低減を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	ほ場整備事業（手子林第三地区）
-----	-----------------

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1					
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形変更の少ないルートや工法を検討する。			-	
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	
基本的配慮事項 3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

	配慮時期	チェック			
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2					
恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			-	
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			✓	✓
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本的配慮事項 3

農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。

個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			-	
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	

基本方向 3

県民等の自主的取組の促進

配慮時期		チェック	
調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施

基本的配慮事項 1

事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。

個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓

実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
92.9	14	13

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業 (江ヶ崎・実ヶ谷地区)
事業の規模	区画整理 A=23.2ha	実施場所	蓮田市江ヶ崎、白岡市実ヶ谷地内
計画期間	平成20年度～平成26年度	段階	設計・施工段階

事業の概要：

ほ場整備事業の実施により、区画の大型化、用排水路・道路等の農業生産基盤を総合的に整備し、担い手農家の育成や農地利用集積を進め農業経営の安定化を図るものである。

総合評価

4

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

事業区域は、蓮田市東部および白岡市南部に位置し、さいたま市岩槻区と境界を接した平坦な水田地帯である。地区内は、蓮田市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域、白岡市農業農村環境計画において自然環境重点ゾーン区域となっている。

このため、以下の様な、魚、小動物などの避難経路、避難場所を確保する整備を行った。

排水路側面部の一部箇所に魚巢ブロック、スロープを設置した。
排水路の一部に角落としを設けられるようにし、中干し時等にも水がためられる様にした。
法面は土砂として、現況植生を確保できるようにした。

これらの工夫により、農村環境の保全と、自然環境への負荷低減を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	ほ場整備事業（江ヶ崎・実ヶ谷地区）
-----	-------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。 周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			✓	✓
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。 景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。			✓	✓

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓	
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				86.7	15	13

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表(事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村整備 ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業 (鴻巣・行田地区)
事業の規模	区画整理 A=74.7ha	実施場所	鴻巣市屈巣、行田市大字埼玉地内
計画期間	平成28年度～平成33年度	段階	調査・計画段階
事業の概要： 本地区内の用水路は勾配が緩やかであるため、下流の水田では用水不足の発生や排水不良が生じており、また、道路も狭小であるため、農業機械の通行が困難な状況である。 ほ場整備事業の実施により、ほ場の大区画化や道路、用水路及び排水路を整備し、担い手の育成や農地の集積を行うことで、農業経営の体質強化を図るものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

事業区域は、鴻巣市田園環境整備マスタープランでは「環境配慮区域」、行田市農村環境計画では「農業生産ゾーン」に位置づけられており、農業生産性を損ねない範囲内において自然環境へ配慮することとなっている。このため、現在の自然環境の維持を基本とし、自然環境の多様性の保全、創出、移動経路を確保した。

排水路にスロープを設置し、小動物等の移動に配慮した。
 排水路の水路底に30cm程度の深みを設ける。
 道排水路の法面を土羽処理とし、植生導入を図る。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	ほ場整備事業（鴻巣・行田地区）
-----	-----------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			✓	✓
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	-
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	-
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	-
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本的配慮事項 3

農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。

個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	
	児童や県民等への学習の場を創出する。			✓	

基本方向 3

県民等の自主的取組の促進

配慮時期	チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階
	該当	実施

基本的配慮事項 1

事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。

個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓

実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
83.3	12	10

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村整備 ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業 (下小坂・平塚地区)
事業の規模	区域面積 A=36.5ha	実施場所	川越市大字下小坂、平塚地内
計画期間	平成28年度～平成30年度	段階	調査・計画段階
事業の概要： 本地区内の水路は断面が足りないため、下流の水田では用水不足の発生や排水不良が生じており、また、道路も狭小であるため、農業機械の通行が困難な状況である。 ほ場整備事業の実施により、ほ場の大区画化や道路、用水路及び排水路を整備し、担い手の育成や農地の集積を行うことで、農業経営の体質強化を図るものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

事業区域は、川越市田園環境整備マスタープランでは「環境配慮区域」に位置づけられており、農業生産性を損ねない範囲内において自然環境へ配慮することとなっている。このため、現在の自然環境の維持を基本とし、自然環境の多様性の保全、創出、移動経路を確保した。

排水路にスロープを設置し、小動物等の移動に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

設計・施工段階において、自然環境の多様性の保全、創出、移動系の確保に配慮する。

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	ほ場整備事業（下小坂・平塚地区）
-----	------------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1					
環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1					
大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2					
事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3					
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2					
恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1					
良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	
基本的配慮事項 2					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓

基本的配慮事項 3

農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。

個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			✓	
	児童や県民等への学習の場を創出する。			✓	

基本方向 3

県民等の自主的取組の促進

配慮時期	チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階
	該当	実施

基本的配慮事項 1

事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。

個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓

実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
72.7	11	8

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部 局 名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 農道整備事業

1 取組の概要

本事業は、農道の整備を行うものであるが、近年は既設橋梁の耐震化や路面改良が主な整備となっている。事業の実施にあたっては、埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減するため取組んでいる。

2 主な成果

調査・計画段階において、廃材の適切処分のほか、仮設工を最小限として、環境に配慮した計画とした。

3 今後の方針

現在実施している農道整備事業は、既設橋梁の耐震化や路面改良整備のため、積極的に環境配慮に取り組むことが難しいところもあるが、各段階において環境配慮を検討していくよう進めていきたい。

4 課 題

環境配慮の取組は、事業費だけでなく施設の維持管理においても費用や労力が増嵩する。農業農村整備事業では、事業費の地元負担があるほか、施設管理も地元で行っている。そのため、取組にあたっては地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成27年度

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村整備 農道整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	農道整備事業（埼葛）	調査・計画段階	4	3	75.0	3
	合計		4	3		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 農村整備計画センター

事業の種類	8 農業農村整備 農道整備事業	事業名	農道整備事業 (埼葛地区)
事業の規模	橋梁耐震補強補修工 8 橋	実施場所	杉戸町、春日部市及び松伏町
計画期間	平成 28 年度～平成 32 年度	段階	調査・計画段階
<p>事業の概要：</p> <p>埼葛広域農道の 8 橋梁は、造成後 35 年以上が経過し、一部老朽化が進んでいるほか、昭和 55 年以前の道路橋示方書に基づいており、大規模地震に対する耐震性が確保されていない。</p> <p>このため、本地区ではこれら 8 橋梁を対象にした点検診断結果に基づき耐震補強及び補修を行い、橋梁の保全や延命化を図るものである。</p> <p>受益面積：3,848ha 対象施設：橋梁 8 橋</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

補修により生じる廃材については、適切に処分する。
仮設工は最小限とし、周辺環境や生息動物に留意する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

設計・施工段階においては、再生材の活用や水質汚濁等の環境保全に配慮する。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	農道整備事業（埼玉地区）
-----	--------------

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。				
	環境対策型建設機械の採用を図る。				
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。				
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。				
	現場発生品などの再利用に努める。				
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。				

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	-
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			-	-
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			-	-
	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			-	-
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	-
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	-
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	-
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	

基本的配慮事項 3

農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。

個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			-	-
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	-

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
	調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施

基本的配慮事項 1

事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。

個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			-	

実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
75.0	4	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。